

第 23 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月 条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営本山 第三住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営本山 第三住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p>ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営本山 第三住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営本山 第五住宅</td> <td>神戸市東灘区本 山南町 9 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営本山 第三住宅	[略]	神戸市営本山 第五住宅	神戸市東灘区本 山南町 9 丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営本山 第三住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営本山 第三住宅	[略]																		
神戸市営本山 第五住宅	神戸市東灘区本 山南町 9 丁目																		
[略]	[略]																		

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市営住宅を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。